

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-031000-02-02

事業名 一般廃棄物の適正処理指導	事業番号 02	課係名 環境整備課 一般廃棄物班	係番号 02
---------------------	------------	---------------------	-----------

<p>1. 事業内容 (1) 対象 市町村、民間事業者</p> <p>(2) 現状 廃棄物処理法の基準に適合していない処理施設を使用している県内の28市町村、民間事業者等では、周辺地域における生活環境を保全するため、同法を所管する環境省の通知に基づく環境監視等が必要となっている。</p> <p>(3) 方法 市町村、事業者に対する説明会の開催、個別指導を行い、適切な廃棄物処理を促進する。</p> <p>(4) 目標 全市町村、全事業者において適正なごみ処理を行う。</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第4条第2項に「都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに・・・」とある。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 同上</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>2,700</td> <td>2,700</td> <td>5,219</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>1.50</td> <td>1.65</td> <td>1.40</td> <td>1.40</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 廃棄物資源化対策事業</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	2,700	2,700	5,219	0	人工数	1.50	1.65	1.40	1.40
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	2,700	2,700	5,219	0												
人工数	1.50	1.65	1.40	1.40												
<p>2. 事業の必要性 廃棄物処理法第4条第2項において、「都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的助言を与えることに努めるとともに～」と規定されている。</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 平成7年度, 終期:</p>																
<p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 市町村、民間事業者に対する指導</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 市町村、民間事業者に対する指導を行った。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 市町村、事業者に対する指導、説明会を開催。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 一般廃棄物を適正に処理している市町村数</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 一般廃棄物を適正に処理している市町村数が増加した。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 一般廃棄物を適正に処理している市町村数が増加する。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	文化環境部 環境整備課 一般廃棄物班				
評価責任者	環境整備課長		担当者	一般廃棄物班	
課番号	031000	係番号	02	電話番号	866-2231
				作成年月日	

事務事業コード	2006-031000-02-02				
事務事業名	一般廃棄物の適正処理指導				
歳出事業コード(1)	149008003	事業区分	C		
歳出事業名(1)	廃棄物資源化対策事業				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	070102	計画名	環境保全実施計画		
			政策目標	循環型社会の構築		
			施策	廃棄物処理施設等の整備促進		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	市町村、民間事業者に対する指導状況					
成果指標名又は成果の内容(A')						
活動指標名又は活動の内容(B)	一般廃棄物を適正に処理している市町村の割合					
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	2,700	2,700	5,219	0	0
	人工数D	1.50	1.65	1.40	1.40	1.40
	人件費E	9,945	10,626	9,016	8,988	8,988
	合計C+E=F	12,645	13,326	14,235	8,988	8,988

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	平成13年度に実施したアンケート調査では、ごみ処理に関する満足度は「満足及びやや満足」が37%で「不満及びやや不満」が32%である。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	平成2年度に実施したアンケート調査では「廃棄物の増加と処分地の確保難」について緊急に対処すべき環境問題として認識している県民が25%であったが、平成13年度調査では43%に増加している。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	すべての都道府県で本県と同様に行われている。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施が定められている。		
判定 根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第2項において規定されている。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第2項において規定されている。	

4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第2項において規定されている。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	一般廃棄物の適正処理に関する市町村への指導事業は他に無い。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第1項において規定されている。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	県が市町村に対して指導を行うことにより、市町村における適正処理が促進される。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると
 (判定内容) A2. 費用は低下で成果は横ばい。 判定 A2

判定根拠
 県の指導に基づき、市町村において廃棄物の適正処理を推進している。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると
 (判定内容) A2. 費用は低下で結果は横ばい。 判定 A2

判定根拠
 市町村指導回数は横ばいである。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠
 市町村廃棄物の適正処理を指導監督事務は県の事業である。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠
 市町村に対する指導であり、O A化は困難である。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
有効性	4. 民間委託の可能性		A
		5. 事務事業の選択	
有効性	6. 対象の妥当性		
		7. 貢献度	
効率性	8. 対費用効果		(1) 対成果
			(2) 対結果
効率性	9. 県の負担割合		A
		10. O A化の可能性	

合計	A	B	C	D	E
	11	2			

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	C
具体的方向性	2

(評価区分) : C. 見直す
 (具体的方向性) : 2. 投入資源は減らすが、成果は維持する。

判定根拠
 離島市町村より沖縄本島へ再資源化物（空き缶等）を海上輸送する際の費用の一部を負担する補助金の見直しを行ったが、市町村廃棄物の適正処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第2項により継続して指導を行う。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-031000-02-03

事業名	生活排水の適正処理指導	事業番号	03	課係名	環境整備課 一般廃棄物班	係番号	02
-----	-------------	------	----	-----	--------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 市町村</p> <p>(2) 現状 公共用水域の水質汚濁の主要な原因が生活排水であることから、これを適正に処理することが重要な課題となっており、市町村に対する技術的援助が必要である。 また、生活排水対策として合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、浄化槽の適正な維持管理を推進することにより公共用水域における水質汚濁の防止を図り、生活環境の保全に努める必要がある。</p> <p>(3) 方法 生活環境を保全するため、市町村における生活排水処理基本計画の策定を促進するとともに、策定済みの市町村（25市町村）に対しては、同計画に基づき生活排水処理施設を整備するよう指導する。また、公共用水域の水質保全を図るため、単独処理浄化槽に代わり合併処理浄化槽の設置促進を図る。</p> <p>(4) 目標 生活排水処理基本計画策定市町村数：41市町村</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 廃棄物処理法第4条により、市町村に対する技術的援助を与えることが都道府県の責務となっている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 同上。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>14,742</td> <td>17,524</td> <td>15,614</td> <td>15,478</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>1.30</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：浄化槽整備推進事業</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	14,742	17,524	15,614	15,478	人工数	1.30	1.20	1.20	1.20
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	14,742	17,524	15,614	15,478												
人工数	1.30	1.20	1.20	1.20												
<p>2. 事業の必要性 公共用水域の水質汚濁の主な原因が生活排水であることから、これを適正に処理することが重要な課題となっており、市町村に対する技術的援助が必要である。また、生活排水対策として合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、浄化槽の適正な維持管理を推進することにより公共用水域における水質汚濁の防止を図り、生活環境の保全に努める必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和47年度，終期：なし</p>																
<p>4. 自治上の区分：自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 市町村に対する説明会の開催、個別指導 県民に対する普及啓発 浄化槽整備推進事業による補助金の確保</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 市町村に対する説明会の開催、個別指導 新規浄化槽設置者に対する維持管理に関する講習会の実施 合併処理浄化槽設置整備事業：668基 県浄化槽取扱要綱改正：浄化槽法7条検査(水質，維持管理状況の検査)料金の前納制(建築確認申請時)を実施。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 市町村に対する説明会の開催、個別指導 合併処理浄化槽設置整備事業：900基 新規浄化槽設置者に対する維持管理に関する講習会を実施(県内各保健所)</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 合併浄化槽の設置率 法定検査受検率</p>	<p>8-(2)どの水準まで向上したか(成果指標) 全浄化槽に占める合併処理浄化槽の設置率：9.0%(平成15年度) 法定検査受検率(7条検査)：97.2%(H15年度) (11条検査)：2.9%(H15年度)</p>	<p>9-(2)どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 生活排水処理基本計画策定済市町村数：49市町村 全浄化槽に占める合併処理浄化槽の設置率：13% 法定検査受検率(7条検査)：100%(H19年度) (11条検査)：30%(H19年度)</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	文化環境部 環境整備課 一般廃棄物班				
評価責任者	環境整備課長		担当者	一般廃棄物班	
課番号	031000	係番号	02	電話番号	866-2231
				作成年月日	

事務事業コード	2006-031000-02-03				
事務事業名	生活排水の適正処理指導				
歳出事業コード(1)	149008002	事業区分	D2		
歳出事業名(1)	浄化槽管理対策事業費				
歳出事業コード(2)	149008004	事業区分	A		
歳出事業名(2)	合併処理浄化槽設置整備事業費				
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	070102	計画名	環境保全実施計画			
			政策目標	循環型社会の構築			
			施策	廃棄物処理施設等の整備促進			
	再掲コード	計画名					
		政策目標					
		施策					
	再掲コード	計画名					
		政策目標					
		施策					
	再掲コード	計画名					
		政策目標					
		施策					
	再掲コード	計画名					
		政策目標					
		施策					

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	市町村に関する指導回数					
成果指標名又は成果の内容(A')	生活排水処理基本計画策定済市町村数					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')	合併浄化槽設置率及び法定検査受検率					
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
成果指標A'		43.00	43.00	43.00	43.00	49.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	14,742	17,524	15,614	15,478	
	人工数D	1.30	1.20	1.20	1.20	
	人件費E	8,619	7,728	7,728	7,704	
	合計C+E=F	23,361	25,252	23,342	23,182	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 C	
(判定内容) C: 不満を持っている人が多い。	
判定根拠	平成13年度に実施したアンケート調査では、きれいな河川に対する満足度は「満足及びやや満足」が11%で、「不満及びやや不満」が64%である。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	平成2年度のアンケート調査では、緊急に対処すべき環境問題として「都市河川のよごれ」を認識している県民が20%であったが、平成13年度の調査では45%に増加している。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	全都道府県で本県と同様に行われている。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施が定められている。		
判定 根拠	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第4条第2項に「都道府県は、市町村に対し、前項の責務（市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努める）が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに・・・」と規定されている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第4条第2項に「都道府県は、市町村に対し、前項の責務（市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努める）が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに・・・」と規定されている。	

4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第4条第2項に「都道府県は、市町村に対し、前項の責務（市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努める）が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに・・・」と規定されている。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	市町村の生活排水処理に対して指導する事業は他に無い。	

6. 対象の妥当性		判定 -
(判定内容) :-		
判定 根拠	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」と規定されている。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	県が市町村を指導することにより市町村における生活排水の適正処理が促進される。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 B
 (判定内容) B. 費用、成果とも上昇傾向

判定根拠	費用は横ばいであるが、生活排水処理基本計画策定市町村数、合併処理浄化槽設置率、法定検査受験率とも増加している。
------	---

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C. 費用、結果とも横ばい。

判定根拠	費用及び市町村に対する指導状況とも横ばいである。
------	--------------------------

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠	「沖縄県合併処理浄化槽設置整備事業補助金要綱」第5条（補助対象経費及び補助率）において、県の負担割合が定められている。なお、国1/2、県1/4、市町村1/4の割合である。
------	---

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠	市町村に対する指導でありO A化が困難である。
------	-------------------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C
		(2) ニーズ	A
	2. サービス水準の他県比較	B	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
4. 民間委託の可能性	A		
5. 事務事業の選択	A		
有効性	6. 対象の妥当性	-	
	7. 貢献度	A	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	B
		(2) 対結果	C
	9. 県の負担割合	A	
10. O A化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
8	2	2			

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	C 具体的方向性 1

(評価区分) : C. 見直す
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は減らすが、成果は向上させる。

判定根拠	生活排水処理基本計画策定は、市町村における法律上の義務事項であり指導を強化する。また、「浄化槽整備推進事業」を進めることにより、合併浄化槽の新規設置又は、単独浄化槽及びくみ取り便所から合併浄化槽への転換を促進する。
------	---

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-031000-02-04

事業名	ごみ減量化・リサイクル推進事業	事業番号	04	課係名	環境整備課 一般廃棄物班	係番号	02
-----	-----------------	------	----	-----	--------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 県民、事業者、市町村</p> <p>(2) 現状 廃棄物の排出量が高水準で推移しており、またリサイクル率は着実に向上してはいるものの未だ全国平均と比較して低い水準にとどまっている。</p> <p>(3) 方法 廃棄物の排出抑制や減量化・リサイクルに向けた普及啓発活動を実施するとともに、市町村の分別収集体制の整備を促進する。</p> <p>(4) 目標 ごみ減量化及びリサイクルの促進</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 廃棄物処理法第4条第4項で「国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。」と規定している他、容器包装リサイクル法においても国、県、市町村の再商品化促進措置の努力義務が規定されている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 同上</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>12,115</td> <td>12,210 (5,033)</td> <td>10,905</td> <td>11,152</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>1.05</td> <td>1.25</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: ごみ減量化推進事業</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	12,115	12,210 (5,033)	10,905	11,152	人工数	1.05	1.25	1.20	1.20
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	12,115	12,210 (5,033)	10,905	11,152												
人工数	1.05	1.25	1.20	1.20												
<p>2. 事業の必要性 廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクル率の向上を図るためには、県民に対する啓発事業や分別収集体制の整備促進など、様々な施策を講ずることが必要である。</p>																
<p>3. 実施年度・始期:平成5年度, 終期:</p>																
<p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 容器包装リサイクル法に基づく分別収集を実施している市町村の割合</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 49.0%(H15)を50.6%に向上させた。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 70%まで向上させる。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) ごみ総排出量 リサイクル率</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) ごみ総排出量:平成9年度の49万4千トンが平成14年度は48万8千トンに減少 リサイクル率:平成9年度の5.8%から平成14年度は11.3%まで上昇した。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) ごみ総排出量:48万2千トン リサイクル率:18%</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	文化環境部 環境整備課 一般廃棄物班				
評価責任者	環境整備課長		担当者	一般廃棄物班	
課番号	031000	係番号	02	電話番号	866-2231
				作成年月日	

事務事業コード	2006-031000-02-04				
事務事業名	ごみ減量化・リサイクル推進事業				
歳出事業コード(1)	149008001	事業区分	D2		
歳出事業名(1)	ごみ減量化推進事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	070101	計画名	環境保全実施計画			
			政策目標	循環型社会の構築			
			施策	廃棄物の減量化・リサイクル等の推進			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	容り法に基づく分別収集を実施している市町村の割合					
成果指標名又は成果の内容(A')	リサイクル率					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	%	36.00	49.00	50.60	0.00	0.00
成果指標A'	%	11.30	11.60	0.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	12,115	12,210	10,905	11,152	0.00
	人工数D	1.05	1.25	1.20	1.20	0.00
	人件費E	6,961.50	8,050	7,728	7,704	0.00
	合計C+E=F	19,076.50	20,260	18,633	18,856	0.00

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 C (判定内容) C: 不満を持っている人が多い。
判定根拠	リサイクル率が全国に比べ低い(平成14年度 本県: 11.3% 全国: 15.9%)
	(2) 県民ニーズの動向 判定 A (判定内容) A: 増加傾向
判定根拠	廃棄物行政への関心は高い水準にあると思われるが、リサイクル率が全国に比べ低い状況にある。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	廃棄物処理法や容リ法において、各都道府県における廃棄物の減量化・適正処理や廃棄物の再商品化促進について努力義務が規定されている。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	廃棄物処理法第4条第4項で「国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。」と規定している他、容器包装リサイクル法においても国、都道府県、市町村の再商品化促進措置の努力義務が規定されている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	廃棄物処理法第4条第4項で「国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。」と規定している他、容器包装リサイクル法においても国、都道府県、市町村の再商品化促進措置の努力義務が規定されている。	
4. 民間委託の可能性		判定 E
(判定内容) E. 民間委託済み（一部委託含む）。		
判定 根拠	啓発事業については、一部民間委託している。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	ごみ減量・リサイクルを目的とするのは本事業だけである。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	ごみ減量・リサイクルの推進については、県民、事業者、市町村が役割を果たすことが必要であり、本事業はそれぞれに働きかけている。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定 根拠	市町村の分別収集体制整備は、リサイクル率向上に直接結びつくが、県民への啓発は成果に直結しないため。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定 根拠	費用は低下でリサイクル率（平成13年度11.0% 平成14年度11.3%）は向上している。
----------	---

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。

判定 根拠	費用は低下で弁別収集市町村は増加している。
----------	-----------------------

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	県以外の第三者に負担を求めることはできない。
----------	------------------------

10. O A化の可能性 判定 D

(判定内容) D. O A化済（一部O A化含む）である。

判定 根拠	可能な限りO A化している。
----------	----------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C
		(2) ニーズ	A
	2. サービス水準の他県比較	B	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
4. 民間委託の可能性	E		
	5. 事務事業の選択	A	
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	B	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1
		(2) 対結果	A 1
	9. 県の負担割合	A	
10. O A化の可能性	D		

合計	A	B	C	D	E
8	2	1	1	1	

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	C	具体的方向性 1

(評価区分) : C. 見直す
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は減らすが、成果は向上させる。

判定 根拠	人員は現状並みとするが、類似する協議会負担金予算を縮少し、継続的な取り組みで、ごみの分別排出、排出抑制、リサイクル率の向上に向けての県民意識の啓発活動に努める。
----------	--

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	文化環境部 環境整備課 産業廃棄物班				
評価責任者	環境整備課長		担当者 産業廃棄物班		
課番号	031000	係番号	03	電話番号	866-2231
				作成年月日	

事務事業コード	2006-031000-03-04				
事務事業名	多量排出事業者処理計画とリサイクル実証事業等の推進				
歳出事業コード(1)	149006001	事業区分	C		
歳出事業名(1)	産業廃棄物対策費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	070101	計画名	環境保全実施計画		
			政策目標	循環型社会の構築		
			施策	廃棄物の減量化・リサイクル等の推進		
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	産業廃棄物の多量排出事業者の把握					
成果指標名又は成果の内容(A')	排出量の把握、最終処分場の延命化					
活動指標名又は活動の内容(B)	島しょ型ゼロエミッション事業の実施					
成果指標名又は成果の内容(B')	埋立処分量の低減化					
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	業者数	51.00	66.00	64.00		102.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00		0.00
活動指標B	千円	0.00	368,664.00	273,471.00		0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	355,530	274,914	0	0	
	人工数D	1.00	1.55	0.50	0.00	
	人件費E	6,630	9,982	3,220	0	
	合計C+E=F	362,160	284,896	3,220	0	

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 B (判定内容) B: 概ね満足している。
判定根拠	多量排出事業者に関する処理計画の策定及び同計画に基づく適正な処理を推進することにより、産業廃棄物のリサイクルが推進され、埋立処分量の削減につながっている。また、島しょ型ゼロエミッション推進事業を行うことにより、最終処分場の延命化が図れる。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 A (判定内容) A: 増加傾向
判定根拠	産業廃棄物の減量化及びリサイクルを推進することは、新たな静脈産業を創出するとともに、適正な処理が推進されるので県民ニーズに応えることができる。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 A
(判定内容) A. 他県水準より低い。		
判定 根拠	多量排出事業者の処理策定計画が少ない。また、県内の産業廃棄物処分場の残余容量がはかりひっ迫している。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	多量排出事業者は処理計画の策定と県への提出が義務付けられている。また、県はその公表や監視指導をすることになっている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	多量排出事業者は処理計画の策定と県への提出が義務付けられている。また、県はその公表や監視指導をすることになっている。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	多量排出事業者は処理計画の策定と県への提出が義務付けられている。また、県はその公表や監視指導をすることになっている。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	産業廃棄物の多量排出事業者に係る事務は当課が総括している。	
6. 対象の妥当性		判定 C
(判定内容) C. 対象が広すぎるため、目標達成に向けた効果が薄くなっている。		
判定 根拠	県内の多量排出事業者は、多岐にわたっていることから、減量化及び利用計画の周知徹底が難しい状況にある。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定 根拠	産業廃棄物の排出量の増加、最終処分場のひっ迫等から、多量排出事業者の処理計画の促進は重要である。また、島しょ型ゼロエミッション推進実証事業を行うことにより、新たな静脈産業の創出と最終処分場の延命化が図られる。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 2
 (判定内容) A 2. 費用は低下で成果は横ばい。

判定 根拠	本事業を展開することにより、多量排出事業者の減量化及び再利用促進が図れる。また、島しょ型ゼロエミッション推進実証事業を行うことにより、リサイクル製品化が進む。
----------	---

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 2
 (判定内容) A 2. 費用は低下で結果は横ばい。

判定 根拠	本事業を展開することにより、多量排出事業者の減量化及び再利用促進が図れる。また、島しょ型ゼロエミッション推進実証事業を行うことにより、リサイクル製品化が進む。
----------	---

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	県が率先して産業廃棄物の減量化及び再利用を促進することにより、新たな静脈産業の創出等になることから、その取り組みは妥当である。
----------	---

10. O A化の可能性 判定 C

(判定内容) C. O A化が可能であり、O A化にかかる費用に対して効果大きい。

判定 根拠	多量排出事業者の処理状況等について、O A化することは必要であり、迅速な情報開示につながる。
----------	--

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B	
		(2) ニーズ	A	
	2. サービス水準の他県比較			A
		3. 役割分担	(1) 官民	A
		(2) 県市町村	A	
4. 民間委託の可能性			A	
	5. 事務事業の選択			A
有効性	6. 対象の妥当性			C
	7. 貢献度			B
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 2	
		(2) 対結果	A 2	
	9. 県の負担割合			A
10. O A化の可能性			C	

合計	A	B	C	D	E
9	2	2			

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	C 具体的方向性 1

(評価区分) : C. 見直す
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は減らすが、成果は向上させる。

判定 根拠	実証事業については縮小しながらこれまで蓄積した成果を静脈産業の創出に反映させる。
----------	--